2　定期金に関する権利の評価（定期金給付事由が発生しているもの）

平成 22 年度の税制改正において、相続税法第 24 条が改正され、定期金給付事由が発生している場合の定期金に関する権利の評価方法が見直されたことに伴い、その具体的な計算方法等を明らかにした。

（評基通 200＝改正、評基通 200－2、200-3＝新設）

1　税制改正の内容

平成 22 年度の税制改正において、定期金給付契約でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の⑴から⑷に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、それぞれに掲げる金額によることとされた（相法 24①一～四）。

⑴　有期定期金

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額

ハ　定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、その契約に基づき給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率（注１）を乗じて得た金額

⑵　無期定期金

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額

ハ　定期金給付契約に関する権利を取得した時における、その契約に基づき給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額を、その契約に係る予定利率で除して得た金額

⑶　終身定期金

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき一時金の金額

ハ　定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数（注２）に応じ、その契約に基づき給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率（注１）を乗じて得た金額

⑷　相続税法第３条第１項第５号に規定する一時金

その給付金額

（注１）　複利年金現価率は、次の算式による（小数点以下第３位未満四捨五入）。

（算式）

$$\frac{1-\dfrac{1}{(1+r)^{n}}}{r}$$

「ｒ」＝その定期金給付契約に係る予定利率

「ｎ」＝給付期間の年数

［　有期定期金の場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（１年未満の端数切上げ）。
　終身定期金の場合には、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数（(注２）参照）。］

（注２）　余命年数とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（１年未満の端数を切り捨てた年数）をいう。完全生命表については下記２⑶を参照。

なお、完全生命表に当てはめる終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢は、定期金に関する権利を取得した時点の満年齢である。

２　通達の概要

⑴　「給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額」

相続税法第 24 条に規定する「定期金給付契約に関する権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいう（相基通 24-1）。

平成 22 年度税制改正後の相続税法第 24 条では、定期金給付事由が発生している定期金に関する権利については、①解約返戻金の金額、②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には一時金の金額又は③給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額を基に一定の方法で計算した金額（以下「予定利率による金額」という。）のうちいずれか多い金額により評価することとされた。

③の「予定利率による金額」の計算においては、「給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額」を求める必要があるが、契約によっては必ずしも年１回一定の金額が給付されるものとは限らないことから、この「給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額」の具体的な計算方法を次のとおり明らかにした。

イ　原則　その定期金給付契約に基づき１年間に給付を受けるべき定期金の金額

ロ　例外

(ｲ) 有期定期金に係る定期金給付契約のうち、年金により給付を受ける契約（年１回一定の金額が給付されるものに限る。）以外の契約の場合　次の算式により計算した金額

（算式）

その定期金給付契約に係る給付期間(注１)に給付を受けるべき金額の合計額　÷　給付期間の年数(注２)

（注１）給付期間とは、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間をいう。

（注２）１年未満の端数切上げ。

[計算例]

《設　例》

① 定期金の給付は年２回で１回 250 万円（１年間に 500 万円の給付。）。

② 最終給付日は課税時期の２年４ヶ月後で、それまでに５回（計 1,250 万円）給付される。

③ 予定利率は 1.5%。

※ 設例上、解約返戻金の金額及び一時金の金額については省略している。

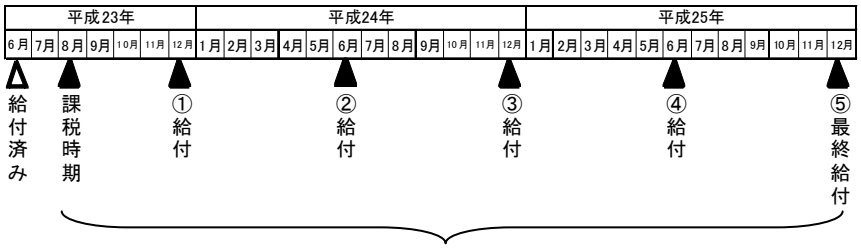

給付期間（２年４ヶ月）

【計　算】

１　給付期間の年数：３年（２年４ヶ月の１年未満の端数切上げ）

２　給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額

1,250 万円（250 万円×５回）÷３年＝4,166,666 円

３　予定利率による金額

予定利率 1.5%、給付期間の年数３年の複利年金現価率：2.912

（小数点以下第３位未満四捨五入）

予定利率による金額：4,166,666 円×2.912＝12,133,331 円

(ﾛ) 終身定期金に係る定期金給付契約のうち、１年間に給付を受けるべき定期金の金額が毎年異なる契約の場合　次の算式で計算した金額

(算式)

その定期金給付契約に関する権利を取得した時後その契約の目的とされた者に係る余命年数の間に給付を受けるべき金額の合計額　÷　余命年数(注)

（注）余命年数については、上記１の（注２）を参照。

[計算例]

《設　例》

① 定期金の給付は年１回で各年の給付額は次のとおり。

１年目～10年目・・100 万円

11年目～15年目・・120 万円

16年目以降・・・・140 万円

② 定期金給付契約の目的とされた者（男性）の権利取得時における年齢は満 70 歳。

③ 定期金給付契約の目的とされた者が 65 歳の時点から年金の給付が開始されており、権利取得時には、既に５回の給付を受けている。

④　予定利率は 2.0%。

※　設例上、解約返戻金の金額及び一時金の金額については省略している。

【計　算】

1　給付期間の年数（定期金給付契約の目的とされた者の余命年数）：14 年（第 20 回完全生命表における 70 歳男性の平均余命は 14.39 年、１年未満の端数切捨て）

2　給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額

1,660 万円（100 万円×５回＋120 万円×５回＋140 万円×４回）÷14 年

＝1,185,714 円

3　予定利率による金額

予定利率 2.0%、給付期間の年数 14 年（余命年数）の複利年金現価率：12.106

（小数点以下第３位未満四捨五入）

予定利率による金額：1,185,714 円×12.106＝14,354,253 円

⑵　定期金に関する権利を取得した日が定期金の給付日である場合の取扱い

定期金に関する権利を取得した日（課税時期）がちょうど定期金の給付日（当該契約に基づき定期金の給付を受けた日又は給付を受けるべき日）に当たる場合がある。この場合の定期金に関する権利を取得した日に給付を受けた、又は受けるべき定期金（以下「一次給付金」という。）の額については、定期金に関する権利の価額に含めるべきか、別途現金、預貯金等の別の財産として相続財産等に計上すべきか疑義が生じる。

これについて、一次給付金の額は、①解約返戻金の金額、②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の一時金の金額及び③予定利率による金額（無期定期金の場合を除く。）に含めることを留意的に明らかにした。

なお、相続税法第 24 条第１項第１号ハ及び同項第３号ハの計算に当たっては、一次給付金の額を含めずに計算した上で、最後に一次給付金の額を加算することになる。

［計算例］

《設　例》

①　定期金の給付は年２回で１回 250 万円（１年間に 500 万円の給付。）。

②　権利取得日は平成 23 年６月１日（同日は定期金の給付日でもある。）。

③　最終給付日は平成 25 年６月１日。

④　予定利率は 1.5%。

※　設例上、解約返戻金の金額及び一時金の金額については省略している。

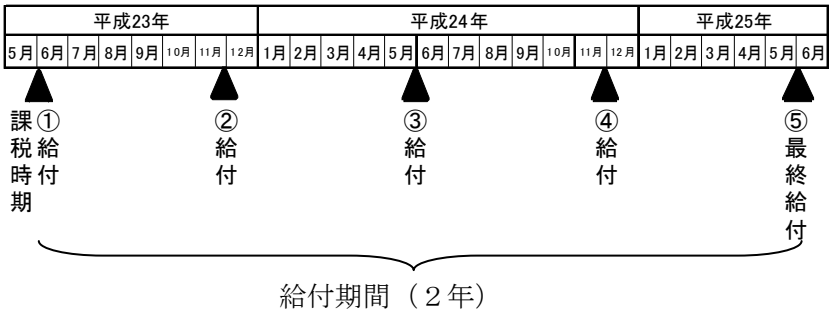

【計　算】

1　給付期間の年数：２年（平成 23 年６月２日～平成 25 年６月１日）

2　給付を受けるべき金額の１年当たりの平均額

1,000 万円（250 万円×４回 (注)）÷２年＝500 万円

（注）「②給付」から「⑤最終給付」までの計４回。

3　相続税法第 24 条第１項第１号ハに相当する金額

(1) 一次給付金を含めずに計算した金額

予定利率 1.5%、給付期間の年数２年の複利年金現価率：1.956

（小数点以下第３位未満四捨五入）

一次給付金を含めずに計算した金額：500 万円×1.956＝978 万円

(2) 一次給付金の額：250 万円

(3) 相続税法第 24 条第１項第１号ハに相当する金額（(1)＋(2)）

250 万円＋978 万円＝1,228 万円

（注）解約返戻金の金額及び一時金の金額についても一次給付金の額（250 万円）が含まれることに留意する。

⑶　終身定期金に関する権利を評価する場合の「完全生命表」

終身定期金に関する権利を評価する場合における「余命年数」は、「完全生命表」に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（１年未満の端数を切り捨てた年数）となる（相令５の７、相規 12 の３）。この「完全生命表」は、厚生労働省が、男女別に作成し公表しているものであり、国勢調査等を基に５年ごとに改訂されている。

終身定期金に関する権利の評価に当たっては、その定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の１月１日現在において公表されている最新の「完全生命表」によることを明らかにした。